

そらエネでんきプラン約款

I 本 則

1 対象となるお客様

電灯または小型機器を使用され、当社電気需給契約(以下「需給契約」といいます。)の対象となるお客様で、当社との協議が整ったお客様を対象といたします。

2 約款の変更

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

3 供給電圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとします。

4 契約容量

契約容量は、原則として当該地域の一般送配電事業者が定める託送供給約款に準じます。

5 料金

料金は、電力供給条件説明書に記載の基本料金と電力量料金、Ⅱ実施細目2(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金及びⅡ実施細目3によって算出された燃料費調整額の合計といたします。

6 計量

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により設置された計量器により計量された値とします。計量器の故障等により正しく計量が行われなかった場合、お客様と当社による協議により決定した値を計量値とします。

7 契約期間

契約期間は、次によります。

(1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。ただし、契約種別の変更を希望される場合の変更後の契約期間は、需給契約の変更が成立した日から変更後の料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

また、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

(2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契

約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものいたします。

(3) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

8 その他

(1) その他の事項については、電気需給約款の規定を準用するものいたします。

(2) この供給条件の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ(実施細目〔適用範囲〕)によるものいたします。

Ⅱ実 施 細 目

1 検針期間と暦日数

電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

(1) 検針期間の日数

ア 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

イ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの数といたします。

(2) 暦日数

ア 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

イ 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の数といたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

ア 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

イ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー

一特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

3 燃料費調整額

(1) 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて、以下に記載の方法により算出された値をいいます。

(2) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α, β, γ = 以下、当該電力会社毎に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、当該電力会社毎に以下に定めるものとします。

(4) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また平均燃料価格 X は以下に当該電力会社毎に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格(円)}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(5) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

燃料費調整額算出係数等

項目		東北	東京	中部	関西	中国	九州
係数	α	0.1152	0.1970	0.0275	0.0140	0.1543	0.0053
	β	0.2714	0.4435	0.4792	0.3483	0.1322	0.1861
	γ	0.7386	0.2512	0.4275	0.7227	0.9761	1.0757
燃料価格 (円)	X	31,400	44,200	45,900	27,100	26,000	27,400
基準単価 1キロワット時につき		22銭1厘	23銭2厘	23銭3厘	16銭5厘	24銭5厘	13銭6厘

附 則

1 実施期日

この約款は、2022年6月28日から実施いたします。

別表

(東北電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	30 A	1 契約	350.00 円
	40 A	〃	500.00 円
	50 A	〃	650.00 円
	60 A	〃	800.00 円
	6kVA を超えた場合	超過 1kVA につき	150.00 円
電力量料金 1kWh につき	得するプラン		30.80 円
	for RE エナジープラン		32.40 円
	for RE エナジーV2H 割引プラン		30.40 円

※ 得するプランでは 60A までの契約を受け付けております。6kVA を超えた場合の基本料金は forRE エナジープラン、forRE エナジーV2H 割引プランのみ対象となります。

(東京電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	30 A	1 契約	550.00 円
	40 A	〃	770.00 円
	50 A	〃	990.00 円
	60 A	〃	1,210.00 円
	6kVA を超えた場合	超過 1kVA につき	220.00 円
電力量料金 1kWh につき	得するプラン		29.50 円
	for RE エナジープラン		31.44 円
	for RE エナジーV2H 割引プラン		29.44 円

※ 得するプランでは 60A までの契約を受け付けております。6kVA を超えた場合の基本料金は forRE エナジープラン、forRE エナジーV2H 割引プランのみ対象となります。

(中部電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	30 A	1 契約	500.00 円
	40 A	"	700.00 円
	50 A	"	900.00 円
	60 A	"	1,100.00 円
	6kVA を超えた場合	超過 1kVA につき	200.00 円
電力量料金 1kWh につき	得するプラン		28.20 円
	for RE エナジープラン		31.63 円
	for RE エナジーV2H 割引プラン		29.63 円

※ 得するプランでは 60A までの契約を受け付けております。6kVA を超えた場合の基本料金は forRE エナジープラン、forRE エナジーV2H 割引プランのみ対象となります。

(関西電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	6kVA まで	1 契約	185.00 円
	6kVA を超えた場合	超過 1kVA につき	74.00 円
電力量料金 1kWh につき	得するプラン		28.00 円
	for RE エナジープラン		30.35 円
	for RE エナジーV2H 割引プラン		28.35 円

※ 得するプランでは 6kVA までの契約を受け付けております。6kVA を超えた場合の基本料金は forRE エナジープラン、forRE エナジーV2H 割引プランのみ対象となります。

(中国電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	6kVA まで	1 契約	160.00 円
	6kVA を超えた場合	超過 1kVA につき	68.00 円
電力量料金 1kWh につき	得するプラン		29.00 円
	for RE エナジープラン		32.15 円
	for RE エナジーV2H 割引プラン		30.15 円

※ 得するプランでは 6kVA までの契約を受け付けております。6kVA を超えた場合の基本料金は forRE エナジープラン、forRE エナジーV2H 割引プランのみ対象となります。

(九州電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	30 A	1 契約	500.00 円
	40 A	〃	770.00 円
	50 A	〃	990.00 円
	60 A	〃	1,210.00 円
	6kVA を超えた場合	超過 1kVA につき	220.00 円
電力量料金 1kWh につき	得するプラン		30.10 円
	for RE エナジープラン		31.44 円
	for RE エナジーV2H 割引プラン		29.44 円

※ 得するプランでは 60A までの契約を受け付けております。6kVA を超えた場合の基本料金は forRE エナジープラン、forRE エナジーV2H 割引プランのみ対象となります。